会議要録

会議名		第2回 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する 市民懇談会
日時		令和7年9月27日(土) 午後2時から午後3時
場所		市立武蔵野会館実習室(学習室1・1階)
出席者氏名	会員	(会長)大槻 修久 他9名
	事務局	市民課長 藤田 修平
		住居表示担当係長 安藤 基也、住居表示担当 清水 廉
欠席者		6名
次第及び議題		1 会長挨拶
		2 議 題
		(1) 町割り案及び丁目割り案について(資料1~3)
		(2) 町名公募の実施について(資料4)
		3 その他
配布資料		第2回市民懇談会次第
		資料1 町割り案・丁目割り案について
		資料2 町割り案・丁目割り案の趣旨・特徴について
		資料3 各町割り案・丁目割り案の人口、街区数等について
		資料4 町名案の公募について(案)
会議の内容		■大槻会長挨拶
		忙しいなか第2回の市民懇談会に出席していただき御礼申し上げる。第
		1回の市民懇談会に欠席された会員もいらっしゃるため、改めてご挨拶
		及び自己紹介を申し上げたい。
		■出席数及び資料の確認
		会員数16名に対して9名の出席(※1名遅刻のため最終は10名)いた
		だいた旨事務局より報告した。また、配布資料の確認を事務局より行っ
		た。
		■議題(1)町割り案及び丁目割り案について(資料1~3)
		事務局より資料1から資料3に基づき、町割り案及び丁目割り案につい
		て説明した。
		【意見及び事務局回答】

(会員A)「町割り案のなかで、○○○一丁目の東側に飛び出ている区域 (富士見丘小学校より東側のエリア)は、配置のバランス的にも形として も「もくせいの杜(一丁目)」の方にくっつける(編入する)方が自然で はないか。また、将来的に○○○一丁目を東西に横断する都道(昭3・2・ 3)が、一丁目予定区域を南北に分断するよう見えることになることか ら、A案よりもB案の方が自然に見える。」

(事務局)「今回の実施予定区域以外の区域を含んだ町割りの変更については、過去の住居表示審議会の答申及びもくせいの杜実施時の町割りの考え方などの見直しに及ぶことから、影響が大きい。」

(会員A)「例え実施までの期間が延びるとしても、今後の町の区域は永続的であることから編入を考慮すべきではないか。今回の区域内の町目別人口では中神町が過半であり、中神町とは異なる東側をもくせいの杜に編入することは一理あると思う。」

(会員B)「これから住む人のことを考えるともくせいの杜に変えない方が良い。」

(会員C)「そもそももくせいの杜に編入できるかどうかを確認しないと 議論の必要性が確認できないのではないか。」

(会員D)「本市民懇談会の所掌範囲としては、区域内における町割り・ 丁目割り以降の話だと認識しており、区域外に及ぶ町区域の変更につい ては市民懇談会の議論の対象ではないのではないか。」

(会員B)「決定はまた別の機関がすることになるだろうが、出た意見は 意見として受けるべき。」

(事務局)「区域外に及ぶ町区域の変更については、過去の住居表示審議 会の答申結果とも反する部分があることから、考慮が難しい。」

(会員E)「この東中神駅北側に住んでいますが、もくせいの杜住居表示 実施時は、元の区域の大半が国有地であったことからこのような町割り になったものと思われる。要するにこれでいくしかない。1点気になって いるのが、両案ともに一丁目を分断する形で将来的に完成する昭3・2・ 3のことである。一丁目区域は第4ブロックの自治会が集まっており、都 道の南北でわかれてしまう懸念がある。」

(会員F)「同じ一丁目というくくりでは同じように思うが、それよりも 二丁目及び三丁目の区分けをどうするかについての方が重要に思われる。」

(会員E)「つまり、A案とB案を合わせた丁目割りも考えられるのでは ということである。面積的にも市内でもっと小さい丁目はあるだろうし、 二丁目及び三丁目を細かく縦でも横でも切って、一丁目も分割し全部で 6丁目にすることはどうだろうかと。」

(会員C)「仮に一丁目を南北に分けるとするならば、二丁目及び三丁目を面積や人口のバランス上4つに分割することは理にかなっているものと考える。町として大きいので細かく分けた方が識別しやすくなるとも思う。」

(事務局)「周辺の町区域と比較して、提示した案のように3つに分割するのが自然であると考えているが、4・5丁目程度まで設けることは規定上問題ない。現に拝島町は一丁目から六丁目まで存在している。ただ、すでに存在する町名(武蔵野、中神町、宮沢町など)も公募の対象となるため、丁目数のバランス上このような形としている。仮に全く新しい町名が付くとなった場合は、都道の進捗状況等を踏まえ、六丁目まで設けることは問題ないと考える。また、丁目割りについては、今すぐ案を決定する必要はなく、後ほど議論する「町名」の議論の際に再度検討も可能である。現段階で本市民懇談会の同意をいただきたい点としては、武蔵野一丁目及び○○○町の町区域の範囲についてである。」

(会員G)「○○○一丁目から○○○三丁目には、既存の町が複数存在しており、市の土地区画整理事業の遅れから現町名のまま残ってしまっている経過がある。現在の自治会の区域は、現町名の区域が強く反映されており、町名と町の区域の変更は自治会の区域及び存続意義に影響を与え、ひいては勧誘などの諸活動に与える影響が大きいと考えている。町割り・丁目割りについては、現に存在する自治会の区域を尊重したものとして欲しい。」

(会員E)「○○○町一丁目区域においては、第4ブロックの中で切り分けされてしまう自治会がないかどうか確認したが、ないようだとの回答があった。」

(会員G)「大きな自治会の中にも班があり、丁目や街区が異なるといろいろと問題が発生してしまうので、そのあたりを考慮していただかないと。」

(大槻会長)「市としては、住居表示の実施によって、自治会の区域構成を変更する予定はあるのか。」

(事務局)「住居表示の実施によって、自治会の区域の変更を求めること は考えていない。今回の実施に伴い、町割りについては、自治会の区域境 界にはかかっていないという認識である。また、丁目割りについては、自 治会の区域を跨いで別の丁目になってしまうことは本区域に限らず市全域にも存在し、仕方ないものと考えている。なお、街区割りについては、地域の方の話を伺いながら、できる範囲で考慮させていただきたい。」

(会員A)「住居表示の実施に伴い、地番と住所が別々に存在することになると思うが、住所の変更はどちらかというと例えば住所を利用する郵便業者等のためであると思う。質問だが、都道3・2・3予定地についての進捗はどうか。」

(会員B)「今は住所として土地の地番を使用しているが、住居表示実施 後は別の住所が割り当てられ、それを使用することになるのか。」

(事務局)「住所については、現状は土地の地番を住所として慣習的に使用されているが、住居表示実施後は、○○町△△丁目□□番◎◎号という表記を新たに住所として使用することになり、地番については引き続き以前の番号が(原則として)継続されることになる。

また、昭3・2・3について東京都に確認したところ、片側2車線幅員30mで整備予定であり、現状令和8年度中までが事業期間となっている。ただし、一部用地買収が完了しておらず、計画道路上に家屋が現存しているため、事業期間どおりには完成しない可能性が高いと聞いている。」

(会員C)「A案・B案のどちらかに本日中に決定しなければならないということではないという理解でよいか。」

(事務局)「本日決定する必要はなく、本日の資料等については、各自治会において検討の材料としていただきたい。」

(会員F)「北側に存在する武蔵野の丁目の配列との類似性の観点から言えば、A案の方がよいと思われる。」

(会員B)「B案の方がシンプルで良いと思う。」

(大槻会長)「いろいろ意見が出たが、武蔵野一丁目と区域としては本資料のとおりの案で市民懇談会の了承をいただいたということでよろしいですね。また、A案B案という丁目割りについては次回以降に持ち越しとし、次の議題に進みたい。」

■議題(2)町名公募の実施について

事務局より資料4に基づき、町名案公募について周知の方法、公募の方法

等について説明した。

【意見及び事務局回答】

(会員B)「公募の用紙は全戸には配布しないのか。」

(事務局)「任意の応募であり、全戸配布は考えていない。希望があれば 各自治会に対し必要部数を配布させていただく。」

(会員B)「町名の公募があるという事実は、対象地域の住んでいる人は どのように知ることができるか。」

(会員C)「資料4に記載があるとおり、広報あきしまや市公式ホームページなど多様な手段で周知がなされるとあるし、事務局より提供を受けた応募用紙を、自治会単位で配布を行うことも可能だと思う。」

(事務局)「説明が前後してしまったが、事務局としてはこれまでの住居 表示実施時の経過を踏まえ、公募の実施を提案した。」

(会員C)「前回の住居表示実施時にはどの程度の応募数があったのか教 えて欲しい。」

(事務局)「169名の方から応募があり、129件の町名候補が寄せられた。」

(会員H)「同じ人が別の応募方法で重複して応募してくる可能性がある と思うが、それに対してはどのように対応するのか。」

(事務局)「住所や氏名などの記載が必須であることから、重複チェック をかけて重複分は除外する。」

(会員A)「応募された町名案の情報はどのような形で提示されるのか。」 (事務局)「個人情報等を秘匿した上で、詳細なデータをわかりやすくま とめさせていただく。」

(会員C)「公募の案内文書については、本市民懇談会で提示されるのか。」

(事務局)「案文を作成し皆様にメール・文書等でお示し、何か疑問等あればメール・文書でやり取りをさせていただきたい。」

(大槻会長)「ほかに質問・意見等なければ、本市民懇談会として町名の 公募を実施する方向で決定する。」

■その他

次回の日程は、事前に文書で案内したとおり11月8日(土)の15時から(開催場所同じ)となった。